

## 豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし **※人には感染しない**
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々  
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。  
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年9月1日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。  
※ **有効なワクチンが存在**



【皮膚紫斑（しはん）】

（出典：動物衛生研究部門）

## アフリカ豚熱（ASF）とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） **※人には感染しない**
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、**平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの19か国・地域で発生（令和6年2月29日時点）。**  
※ **日本未発生。**
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。  
※ **豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。**  
※ **ワクチン、治療法はない**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain  
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）



# 豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。

- ① 野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色

【20都県】（飼養頭数 2,721,030頭(全国の30.4%)）

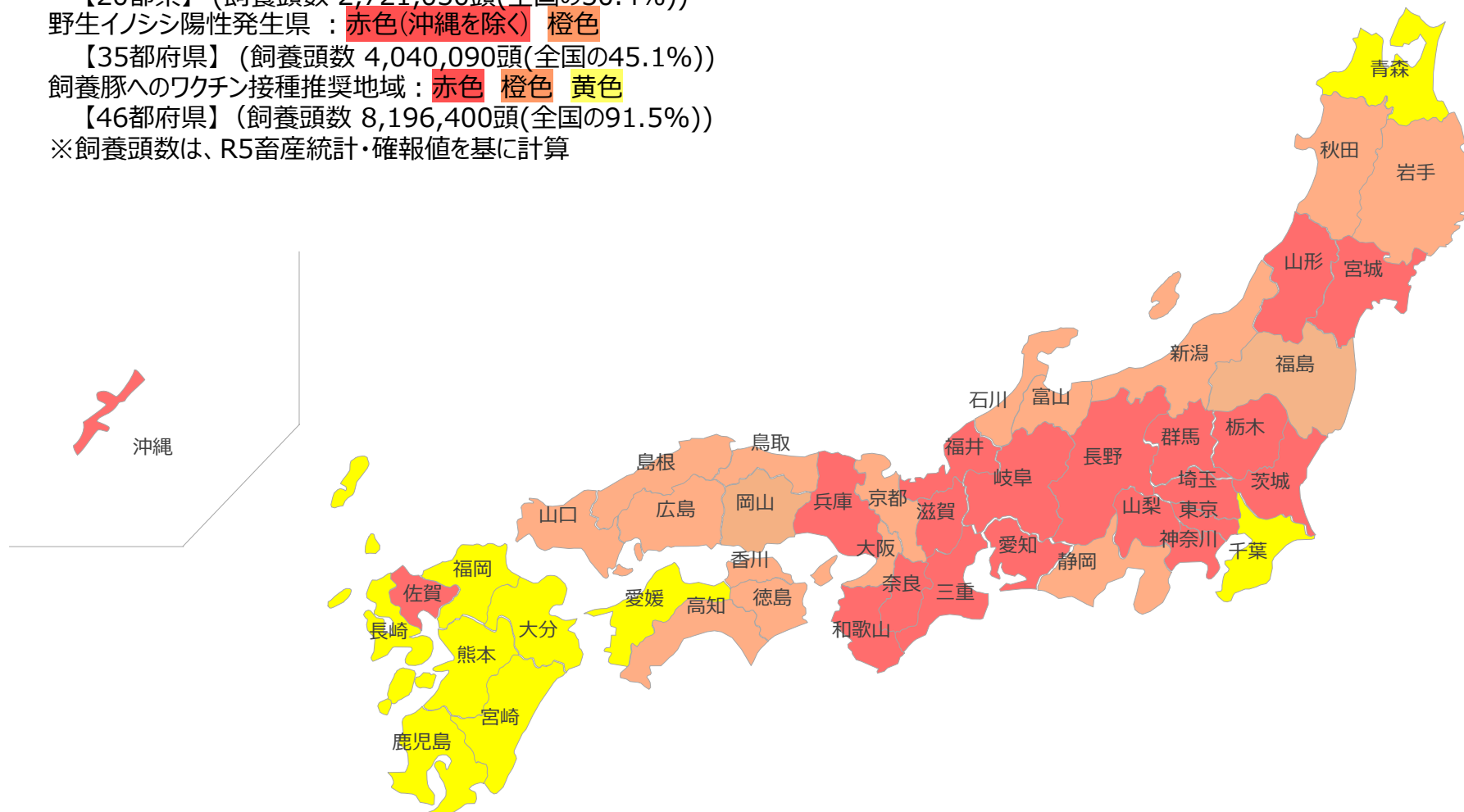
野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

【35都府県】（飼養頭数 4,040,090頭(全国の45.1%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

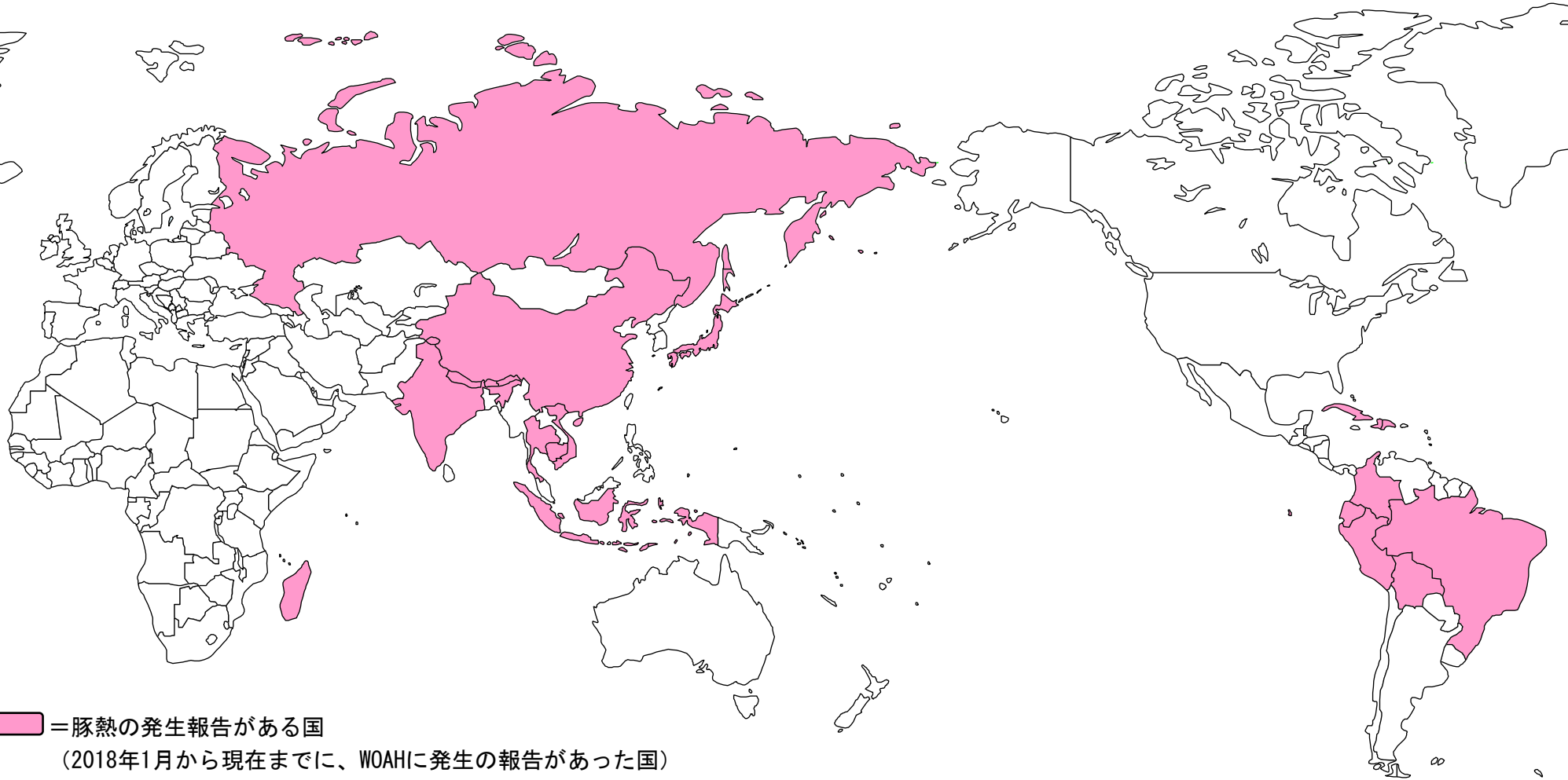
※飼養頭数は、R5畜産統計・確報値を基に計算



# 海外における豚熱の発生報告状況

- 中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。
- 北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

令和6年2月29日現在



※まん延している国、イノシシでのみ発生している国等では、報告されていない場合がある。

# 野生イノシシにおける基本対策

## (1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生イノシシ死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

## (2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

## (3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県を除く38都府県で経口ワクチンを散布。

## (4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資料・漫画資料の配布。

## (5) 法改正・制度的整理等の対応

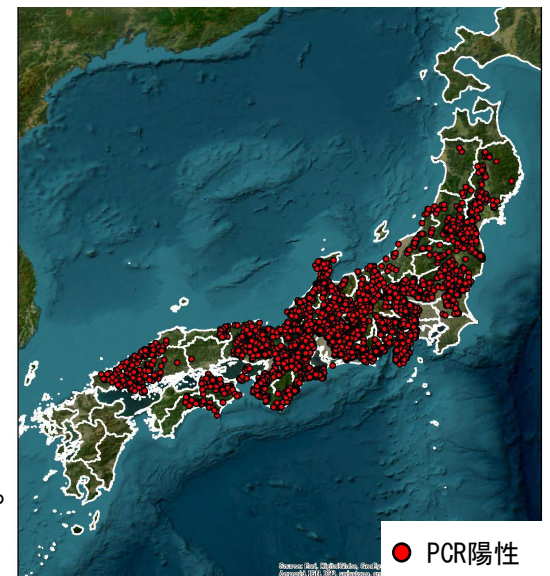
豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生イノシシの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（防疫指針改正・基本方針の策定（3月末施行予定）、防疫演習の実施等）。

【35都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】

豚熱感染野生イノシシ発見地点  
(発見・捕獲日ベース：令和6年2月28日時点)



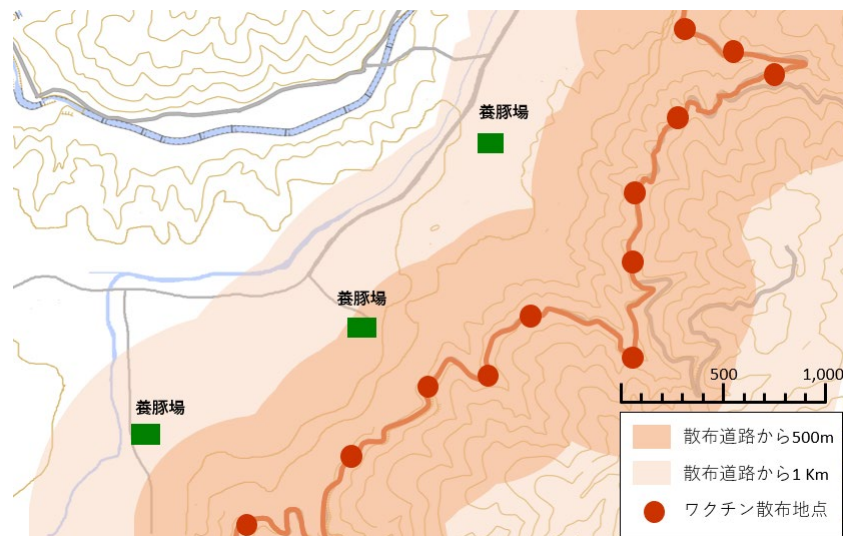
# 豚熱経口ワクチン散布の効果と方向性

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、現在までに38都府県が経口ワクチンを散布（令和5年11月30日時点）。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下をしている中でも、免疫獲得イノシシを継続的に確認。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図ることで以下を目指しているところ。
  - ① 農場への感染リスクの低減
  - ② まん延スピードを弱め、九州等未確認地域への侵入を防止
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定。

## (参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

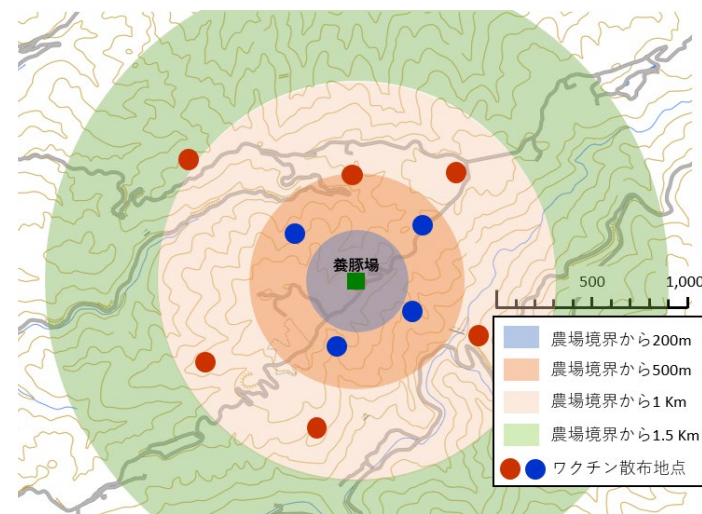
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

### A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見やすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

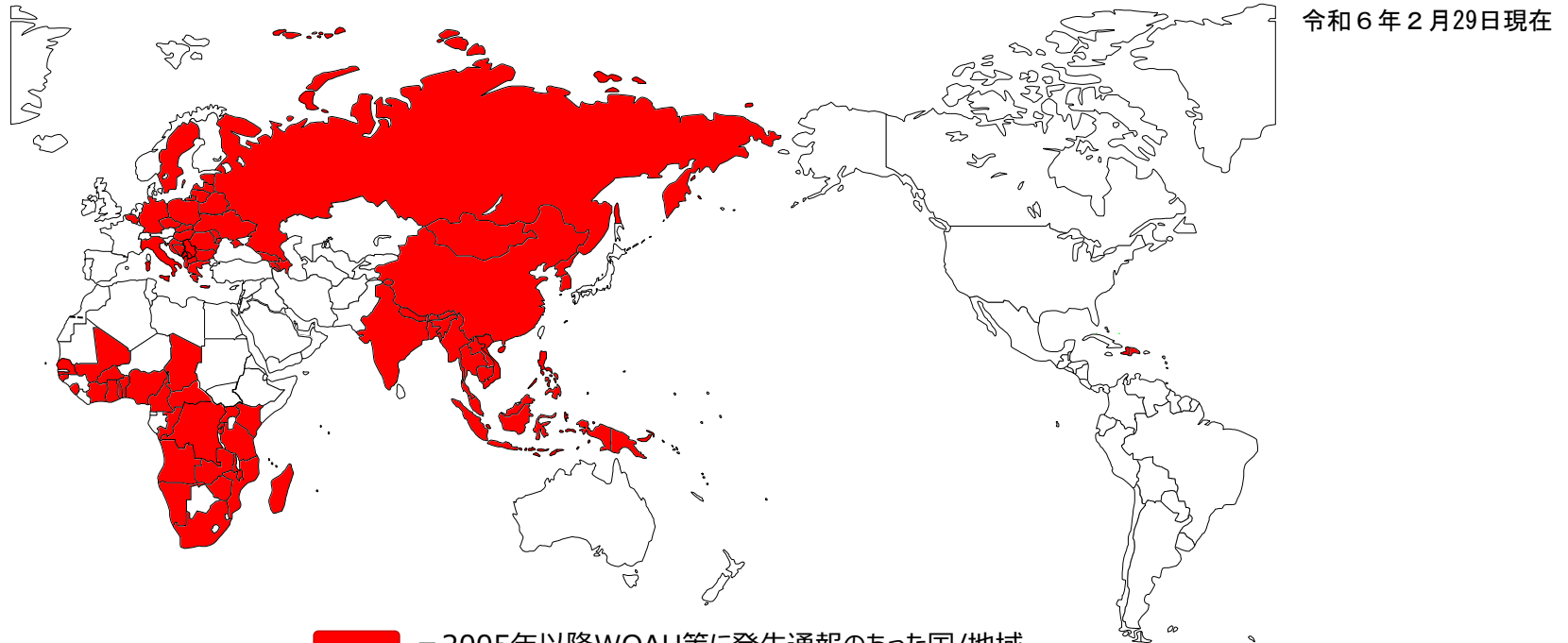
### B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

# 海外におけるアフリカ豚熱の発生報告状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、日本、台湾を除くアジア全域に感染が拡大。特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。
- 2021年7月にはドミニカ共和国、9月にはハイチでの発生が確認されるなど中米にも感染が拡大。



■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域  
飼養豚での発生及び野生イノシシでの感染事例の報告

## アジア (19か国・地域)

中国	ラオス	インド
モンゴル	フィリピン	マレーシア
ベトナム	ミャンマー	ブータン
カンボジア	インドネシア	シンガポール
香港	ネパール	バングラデシュ
タイ	東ティモール	
北朝鮮	韓国	

## アフリカ (30か国・地域)

## ヨーロッパ (28か国・地域)

## 南北アメリカ (2か国・地域)

## オセアニア (1か国・地域)

注: 国地域数はWOAHに報告のあった国のみ  
(報告していない国もある)

東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは日本、台湾のみ。

台湾では、海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱のウイルス遺伝子が検出された事例が発生。